

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（情）第11号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和6年5月23日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

令和5年12月7日付け砂防第227号情報公開・個人情報審査会諮問通知書から約半年が経過するので審査会答申の開示を求めます。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書の作成又は取得をしていないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年6月12日付けで、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和6年7月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の趣旨及び理由は、おおむね次のとおりである。

本件に関しては、諮問書は2回にわたって発行されており、確実に諮問されていると思われる。にもかかわらず、答申がないということは審査会での審議も行われていないことを意味する。諮問そのものが機能していないことになり、県行政にとって著しい不備である。

このような不備は、ないと信じるので答申の開示を引続き、求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分における実施機関の担当部署である総務局総務課は、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）事務局の事務を行っている部署であり、諮問を受けた事案について把握していることから、「令和5年12月7日付け砂防第227号情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」の諮問とは、令和5年12月7日付け砂防第227号諮問書により審査会に行われた、令和3年1月18日付け砂防第327号の行政文書不開示決定（不存在）に対し提起された令和3年2月8日付け審査請求に係る諮問であると捉えた。
- 2 情報公開条例第19条第3項では、諮問をした実施機関は、同条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとされており、審査会での答申が行われたときは、諮問をした実施機関に答申が送付されることとなる。
- 3 実施機関が本件開示請求書を受け付けた令和6年5月28日時点では、実施機関は審査会から当該諮問に対する答申を受けておらず、よって、本件開示請求の対象文書を保有していないことから、不存在を理由として本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、令和5年12月7日付け砂防第227号諮問通知書により通知された、審査会に諮問された審査請求に対する、同審査会の答申の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

本件請求において請求されている行政文書は、令和5年12月7日付け砂防第227号情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の諮問に対する答申である。

実施機関によると、「令和5年12月7日付け砂防第227号情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の諮問」とは、令和5年12月7日付け砂防第227

号諮問書により当審査会に行われた、令和3年1月18日付け砂防第327号の行政文書不開示決定（不存在）に対し提起された令和3年2月8日付け審査請求に係る諮問（諮問番号5（情）第7号）である。

当該審査請求に対して、当審査会は令和6年12月20日付けで答申を行っており、本件請求があった令和6年5月28日時点で答申は行っていない。

よって、本件請求時点で当該答申を保有していないとする実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書について不存在であることを理由に不開示とした本件処分は妥当である。

### **3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年10月16日	・ 諮問を受けた。
令和7年7月30日 (令和7年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年8月27日 (令和7年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

伊 藤 寛 之 ( 部 会 長 )	弁 護 士
辛 嶋 了 憲	広島大学大学院助教
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授